

地区の法人化

地区法人化の段階的な手続き－2007年7月

国際ロータリー理事会は、ロータリー章典、第 17.020 項(本資料に含まれている)に概説されている条件に準拠していることを前提として、ロータリー地区の法人化を承認しました。

1. 地区内クラブの3分の2の賛成

国際ロータリーの承認を要請するに前に、地区は、地区大会での投票あるいはクラブの郵便投票において、少なくとも地区内クラブの3分の2の賛成を得なければなりません。

クラブの3分の2の賛成の証明として、本書類の最終ページの「法人化許可申請書」を提出しなければなりません。また書式は、www.Rotary.org ウェブサイトからダウンロードするか、クラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員から入手することができます。

2. 法人規約文書の原案

「法人規約文書」(貴国の政府当局に提出しなければならない、法人あるいは組織の規定、細則および同種の文書などの所定文書の意)を作成するにあたっては、国際ロータリー理事会により義務付けられた 11 項目からなる義務要項に準拠することが必須です。これらの規定を盛り込むことなしに法人規約文書が承認されることはありません。本書類の最終ページの申請書の 4.にある表に、11 項目の義務要項を必ずご記入ください。

これら必須とされている重要規定の推奨されている用例は、次ページに記載されています。用例文は、www.Rotary.org サイトからダウンロードするか、あるいはクラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員からEメールでも入手することもできます。

3. 規約文書を国際ロータリーへ郵送

この手続きに関する質問は、クラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員までご連絡ください。規約文書の作成を終えたならば、貴国の政府当局に提出が義務付けられている該当文書のみを、Eメール、ファックス、郵送のいずれかでクラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員に送付してください。国際ロータリーが規約文書を受理してから、審査手続におよそ 6 週間を要します。提出された法人規約文書に関して不明な点がある場合は、クラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員から貴方に連絡が行きます。規約文書が RI 理事会の方針を遵守しているとみなされた場合、その旨貴方に確認書を送付されます。

地区の法人化に義務づけられている規定条文の推奨用例

1. 「国際ロータリー第_____地区_____」と称するものとする。
(地区番号) (社団法人、有限責任法人、など)
2. 本法人は、非営利、非配当資本もしくは営利を目的としない組織、一切の配当金も支払うことなく、またその資金あるいは財産またはその他の資産のいかなる部分も、会員、理事、あるいは役員に配分されるものではないものとする。
3. 本法人規約の条文が、時折修正される国際ロータリーの定款、細則、あるいは方針と矛盾している場合、国際ロータリーの定款、細則、あるいは方針の規定が、常時、優先するものとする。
4. 本法人の会員は、国際ロータリー細則に準拠する第_____地区下に指定されているすべてのロータリー・クラブから構成され、これに限定されるものとする。国際ロータリー細則に準拠する第_____地区において1つのクラブあるいはそれ以上のクラブが加盟あるいは終結した場合、即時かつ自動的に、本法人の会員組織に該当する変更が加えられる結果となるものとする。
5. 本法人の理事の数とその任期は、当該法人の会員により決定されるものとする(理事の人数と任期は、地元の法律と地区の慣行に準拠し決めるものとする。人数、任期および選出方法は、ここに含めるか、あるいは細則またはその他の規約文書に含めることができる)。第_____地区ガバナー、第_____地区ガバナー・エレクト、および第_____地区直前地区ガバナーは、常時、理事会の構成員となるものとする。地区ガバナーは、理事会の委員長を務めるものとする。第_____地区のクラブ会員であるロータリアンのみが、理事を務めることができる。
6. 本法人の役員は、第_____地区のクラブ会員であるロータリアンに限るものとする。第_____地区の地区ガバナーは、本法人の_____ (法人の最高役員職務名を挿入)となるものとする。
7. 本法人は、第_____地区大会あるいは郵便投票において3分の2の投票を得た場合、あるいは国際ロータリー理事会の指示があった場合には、即刻かつ自動的に運営を停止し、解散手続を開始するものとする。第_____地区ガバナーは、法人を解散するにあたって、第_____地区のクラブの決定の通知を国際ロータリー理事会に提出し、また解散手続が終了した後、直ちに国際ロータリー事務総長に最終報告を提出するものとする。
8. 地区ガバナーは、毎年、法人組織の状況を地区内のクラブに報告するものとする。

以下は、2005年4月現在のロータリー章典からの抜粋です。

17.020. 地区の法人化

17.020.1. 定義

本項の目的のために、以下の語句は、次の通りの意味を持つものとする。

1「法人」という語は、社団法人、法人組織、有限責任会社、あるいは地元の法務当局により認められているその他の類似した組織体を意味するものとする。

2「法人化」という語は、法人を設立する手続を意味するものとする。

3「法人規約文書」とは、設立法人あるいは法人団体の条文や細則、および類似の文書を含め、統括管理と運営の手続きを規定する法人により正式に採択された文書を意味するものとする。

17.020.2. 法人化の手続

地区が法人化を望むのにはさまざまな理由があることが認識されている。法人化に向けて理事会の承認を求めるという決定は、地元の事情に照らし、各地区内のクラブの判断に委ねられている。

地区は、地区大会での投票あるいは郵便投票において、少なくとも地区内クラブの3分の2の賛成を得た場合に、理事会の承認を求めることができる。いずれの手続においても、各クラブには1票の投票資格が与えられるものとする。理事会が承認した場合に、地区は法人化できる。

地区が法人化された時点で、この法人およびそれまで法人化されていなかった地区は、一つの統一体となる。法人化された地区は、あらゆる面において、すべての権限、権利、特権を所有するものとし、国際ロータリーの定款、細則、方針の下に、地区のすべての責務と義務を果たすものとする。

地元の法律の許す範囲において、法人化された地区の法人規約文書は、国際ロータリーの定款、細則、方針と矛盾しないものとする。国際ロータリーの定款、細則、方針に対する改正があり、地区の法人規約文書が国際ロータリーの定款、細則、方針と矛盾する状況が生じた場合、地区は直ちに、法人規約文書が再度適合したものとなるよう、改正するものとする。法人地区は、国際ロータリーの定款、細則、方針に準拠して活動するものとし、国際ロータリーの定款、細則、方針と矛盾する活動をしてはならないものとする。

地区は、地元の法律の定めにより、法人地区が必要な活動を行うことを妨げられたり、あるいは国際ロータリーの定款、細則、方針の下で禁止されている活動を行うよう義務づけたりする場合は、即座に事務総長にその旨通知するものとする。

地区は、法人化するために地元の法務当局へ提出が義務づけられている法人規約文書を、理事会を代行する事務総長宛てに提出しなければならない。法人化手続が完了した後は、これらの法人規約文書に対するその後の改正については、理事会の検討のために提出する必要はない。ただし、改正は、国際ロータリーの定款、細則、方針に矛盾しないものでなければならない。

地区ガバナーは、法人化手続きを監督する責任を負うものとする。

法人地区は、地区リーダーシップ・プランを促進できるよう構成するものとする。

各法人地区の法人規約文書は、地区の法人化が次の義務要項に従っていることを確約する規定を含むものとする。

- 1) 法人地区の名称は、「(社団法人、など)国際ロータリー第(地区番号)地区」とする。
- 2) 本法人は、非営利組織とし、配当金を一切支払うことなく、またその資金、財産、またはその他の資産のいかなる部分も、会員、理事、あるいは役員に配分されるものではないものとする。
- 3) 法人地区の法人規約文書の規定が、国際ロータリーの定款、細則、方針と矛盾する場合、国際ロータリーの定款、細則、方針の規定が常時、優先されるものとする。
- 4) 法人地区内の全ロータリー・クラブは、この法人組織体の会員となるものとする。
- 5) 法人化の時点で地区に存在したロータリー・クラブが地区の最初の会員となるものとする。国際ロータリー細則に準拠し、地区において1クラブあるいはそれ以上のクラブが加盟あるいは終結した場合、即時かつ自動的に、地区法人の会員組織に相応する変更が加えられるものとする。
- 6) 地区内のクラブのみが、法人地区の会員となることができる。
- 7) 地区法人は、国際ロータリー理事会の指示があった場合、あるいは地区大会または郵便投票において3分の2の賛成票を得た場合、即時かつ自動的に運営を停止し、解散手続を開始するものとする。地区ガバナーは、法人を解散するにあたって、地区による決定の通知を理事会に提出し、また解散手続が終了した後、直ちに最終報告を提出するものとする。
- 8) 地区法人の理事会と役員は、地区のクラブに所属するロータリアンに限定されるものとする。
- 9) 地区法人の理事は、現地区ガバナー、地区ガバナー・エレクト、直前ガバナーを含むものとし、地区の判断によりその他のロータリアンを含めることもできる。理事の数と任期は、地元の法律により義務づけられ、また当該地区法人の法人規約文書に規定されている通りとする。
- 10) 現任の地区ガバナーは、地区法人の最高役員となり、また理事会の理事長を務めるものとする。地区は、地元の法律により義務づけられ、その法人規約文書に規定されている通り、その他の役員を選ぶことができる。
- 11) ガバナーは、毎年、地区法人組織の状況をクラブに報告するものとする。

17.020.3. 2つ以上の司法管轄区域にあるクラブから成る地区

2つ以上の司法管轄区域にあるクラブから成る地区は、どの司法管轄区域においても法人化することができ、また適切であれば、他の司法管轄区域において登記するためにさらなる手続を踏むものとする。

2つ以上の司法管轄区域にあるクラブから成る地区は、あるクラブ、またはあるロータリアンが他のクラブやロータリアンより有利となる司法管轄区域において法人化してはならず、また国際ロータリーの定款、細則、方針の下で許容されているすべての権利と特典を行使するクラブあるいはロータリアンの能力に制限を課すものではない。

17.020.4. 地区法人の税優遇の地位

地区法人は、地元の管轄区域における特別な免税と優遇地位を求めることができる。ただし、米国で法人化した地区は、国際ロータリーの 501(c)(4)グループ免税規定書式を使用しなければならない。

17.020.5. 解散の通知

ガバナーは、地区法人の解散あるいはその地位に関してその他の変更があった場合は、即座にその通知を理事会に提出するものとする

17.020.6. 正当な理由により異なる法人を許可する理事会の権限

理事会は、正当な理由により、本方針の要件と異なる法人を許可することができる。

17.020.7. 事務総長の権限

事務総長は、理事会に代わり、法人化の申請書の審査および受理を含め、地区の法人化に関連するすべての事項について決定を行う権限が与えられている。方針に関してさらなる説明が必要とされる例外的な事情がある場合、事務総長は、その問題を執行委員会に付託するものとする。

法人化許可申請書

国際ロータリー第_____地区

1. 私は、以下の方法により地区内の3分の2の賛成を得て、国際ロータリー第_____地区の法人化の申請案が承認されたことを証します。

_____に_____で開催された
(年月日) (開催地)

年次地区大会／審議会において

あるいは

_____に実施された郵便投票で
(月／年)

2. 添付の_____ (地元政府当局に提出された文書の名称を挿入、たとえば設立定款)は、_____ (法人規約が提出される管轄区域名を挿入)の法律に準拠し、作成されました。国際ロータリー用の記録として、本文書を保管してください。

3. 添付文書の作成者

氏名: _____

住所: _____

電話番号: _____

ファックス番号: _____

Eメールアドレス: _____

ロータリアンですか はい いいえ

(次のページに続く)

4. 義務要項である 11 項目が記載された場所は下表の通りです。

要項番号	条項番号	ページ番号
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

規約文書の内容は以下の通りです。

- 細則
- 法人化に関する条項
- その他(明記してください):

(地区ガバナーの署名)

(日付)

地区番号: _____

記入済みの本申請書と法人規約文書は
クラブ・地区支援担当(日本事務局奉仕室)職員に提出してください。